協議の場の公表

(案)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浪江町長 吉田 栄光

		XI-12
市町村名 (市町村コード)		浪江町
		(7547)
地域名		南棚塩
(地域内農業集落名)		(棚塩南部)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和 年 月 日
		(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 震災後、住民のほとんどは避難先が生活の拠点となっており、地区の担い手がいない。
- ・持続的に農地利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、意欲のある町内の農業者や外部法 人へ農地利用を任せていきたい。

【地域の基礎データ】

担い手農業者:2人、団体経営体(法人・集落営農組織等):3経営体

主な作物:水稲、大豆など

(2) 地域における農業の将来の在り方

・かつてスーパー圃場と呼ばれた浪江町のシンボルとして優良農地の最適な利用を進めていきたい。・継続できる農家が継続できない農家を引継ぎ、最終的に地域農業を牽引していく仕組み(リレー方式)を構築する。

【南棚塩地区のスローガン】

津波被災から豊かな農地を後世へ

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		78.3 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	78.1 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項						
	(1)農用地の集積、集約化の方針						
	地域計画エリア内の農地の95%は集積されているので、担い手農業者の作業効率を考慮した集約化を 検討していく必要がある。						
	(2)農地中間管理機構の活用方針						
	地域計画に定めた10年後の地域の農業や在り方を実現していく手段であり、安定した長期の借入を目的として地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付けを行う。						
	(3)基盤整備事業への取組方針						
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針						
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針						
	必要に応じて農作業委託を活用する。						
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)						
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携 □ ⑩その他						
	【選択した上記の取組方針】						
	① 鳥獣による被害を防止するため、制度活用により鳥獣被害防止対策を地域全体で取組む。 ⑩担い手が未定の農地については、地域計画だより等を農地所有者へ発送し、所有農地の適切な維持 管理をお伝えしていく。						